

横浜薬科大学

研究活動における不正行為への対応に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学内研究、卒業研究、共同研究、委託研究、公的資金を用いた研究等における研究倫理からの逸脱など、研究活動における不正行為への対応について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、「公的研究費」とは、文部科学省又は同省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。該当する研究が、文部科学省以外の省庁の競争的資金である場合についても、この規定を準用する。

2 この規程において、「研究機関」とは、前項の競争的資金等、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関をいう。

3 この規程において、「配分機関」とは、第1項の競争的資金等の配分をする機関をいう。

4 この規程において、「特定不正行為」とは、研究活動又は成果の発表過程において、ねつ造、改ざん又は盗用に該当する行為をいう。

5 この規程において、「最高管理責任者」「統括管理責任者」及び「部局責任者」とは、横浜薬科大学研究倫理規程第17条に定める研究倫理を保持するための管理体制をいい、最高管理責任者は学長、統括管理責任者は薬学部長または学長が任命した者、部局責任者は各学科長及び事務長をいう。

(不正行為の通報等の取扱い)

第3条 不正行為に関する告発窓口を庶務課に置き、意見箱(告發文書を含む。)を庶務課に設置する。告発等の受付は、メール、電話、FAX及び文書とする。不正行為に関する相談窓口は、学務課とする。

2 告発を受け付ける不正行為は、研究倫理規程第13条及び第14条に定める捏造、改ざん、盗用、二重投稿及び不適切なオーサーシップとし、事案の内容や不正とする科学的な理由が示されたものでなければならない。

3 告発窓口は、通報を受けたときは倫理委員長に報告する。倫理委員長は、本学研究者の公的研究費による研究において特定不正行為の疑いが指摘され

たときは、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。この場合において、被通報者又は報道等により特定不正行為の疑いが指摘された研究者等（以下「被通報者等」という。）に本学以外の研究機関に所属する者が含まれる場合には、当該研究機関の長にその内容を通知するものとする。

- 4 倫理委員長は、不正行為がこれから行われようとしているとの通報があった場合は、最高管理責任者に伝達する。最高管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者等に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
- 5 倫理委員会は、通報に係る不正行為が既に行われたと認める場合は、次条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者等に対しその旨を連絡するものとする。
- 6 前項の場合において、倫理委員会は、通報者、被通報者等及び通報内容等について調査を行う関係者及び倫理委員会委員以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底させるものとする。また、通報等の事実を知る者は、通報等をした又は通報等をされたことを理由に、通報者、被通報者等に対して不利益な取り扱いをしてはならない。
- 7 報道等により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、倫理委員会は、その内容について報道関係者等に聞き取り調査等を行い、真偽を判断した上で次条に定める調査の要否を決定する。

（予備調査）

第4条 倫理委員長は、通報又は報道等（以下「通報等」という。）の内容に応じて、第7条第3項に定める調査委員会の委員長となるべき者を責任者（以下「予備調査責任者」という。）に命じ、通報内容に関する予備調査を行わせ、調査結果を報告させるとともに、通報等を受けた日の翌日から30日以内に本調査の要否を決定する。

2 予備調査は、次の各号に掲げる構成員によって行う。

（1）予備調査責任者

（2）倫理委員長が必要と認める者 若干名

- 3 予備調査責任者は、被通報者等に対して証拠物件等の保全を命じるほか、必要な措置を講じるものとする。
- 4 予備調査では、通報等の際に示された理由等の合理性及び通報等により報告された行為に対する調査可能性について調査し、その結果を倫理委員会に報告するものとする。
- 5 倫理委員会が、通報等の内容に合理性がないと判断したときは、最高管理責任者はその理由を付して本調査を実施しない旨を通報者及び被通報者等に

通知するものとする。

(予備調査の結果に対する異議申立て)

第5条 通報者は、前条第5項の通知に対し正当な理由がある場合、通知を受けた日から14日以内に異議申立てを行うことができる。

2 予備調査の結果に対する異議申立ては、同一の理由で二度申し立てることはできない。

(調査実施要否の再検討)

第6条 倫理委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合は、再度予備調査を行わせることができる。

2 前項の予備調査は、第4条に定める手続きを準用する。

(本調査及び調査委員会)

第7条 倫理委員会は、予備調査の結果、通報等の内容に合理性があると判断した時は、倫理委員会に調査委員会を設置し、30日以内に本調査を開始させるものとする。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。ただし、通報者及び被通報者と利害関係のある者を除くものとする。

(1) 部局責任者の中から統括管理責任者が指名する者

(2) 前号の者が指名する者

(3) 学外有識者

(4) その他倫理委員長が必要と認める者

3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に定める委員をもって充てる。ただし、当該委員が前項ただし書きの規定に該当する場合は、別の部局責任者を充てるものとする。

4 本条第2項第3号に定める委員の数は、公的研究費による研究における特定不正行為が疑われる場合は調査委員会委員の半数以上とする。その他の場合は、必要により含めることができる。

5 本条第2項第3号に定める委員は、最高管理責任者が任期を定めて委嘱する。

6 本調査の実施に先立って、最高管理責任者は、通報者、被通報者等に対しその旨並びに調査委員会構成員の氏名及び所属等を通知するものとする。通報者、被通報者等は、通知を受けた日から7日以内に構成員について異議申立てをすることができる。倫理委員会は、異議申立てを受け入れる場合は、

構成員を再選定する。公的研究費による研究で特定不正行為に該当する場合等、必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に対して本調査の実施を報告するものとする。

- 7 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る公的研究費の支出を停止することができる。

(調査方法及び権限)

第8条 調査委員会は、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や関係者のヒアリング、再実験の要請などにより、調査を行うとともに被通報者等の弁明の聴取を行う。

- 2 調査委員会は、被通報者等に対し、再実験などにより再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者等が自らの意思によりそれを申し出ることができる。
- 3 前項の再実験等に要する設備等の使用及び経費の支出は、本学が保障する。ただし、被通報者等により同じ内容の申し出が繰り返し行われた場合、それが当該事案の認定等の先送りを主な目的にするものと調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
- 4 調査委員会の調査に対し、通報者及び被通報者等などの関係者は誠実に協力するものとする。
- 5 調査委員会は、本学以外の研究機関において調査が必要なときは、当該機関に協力を要請する。また、他の研究機関等から調査要請があったときは誠実に協力する。

(調査対象となる研究)

第9条 調査の対象となる研究は、当該通報等に係る研究のほか、調査委員会の判断により関連した被通報者等の他の研究とすることができる。

(証拠の保全措置)

第10条 本調査に当たっては、通報等に係る研究に関して、証拠となる資料等を保全する措置を講じることができる。

- 2 調査委員会は、本学以外の研究機関において証拠の保全が必要なときは、当該機関に協力を要請する。また、他の研究機関等から要請があったときは誠実に協力する。
- 3 証拠の保全に影響のない範囲において、被通報者等の研究活動は制限しない。

(調査の中間報告)

第11条 本調査の過程において、公的研究費の配分機関又は文部科学省からの求めがあれば、調査委員会は倫理委員会の議を経て、調査途上であることを付した中間報告を提出することができる。

(認定)

第12条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に調査内容をまとめ、倫理委員会に報告するものとする。この際、統括管理責任者及び部局責任者等は、再発防止策等の検討に協力するものとする。倫理委員会は、不正行為の有無、内容、関与した者等について認定するものとする。

- 2 認定にあたっては、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者等の自認等の諸証拠を総合的に判断する。この際、本来存在すべき研究データ等基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すのに足る証拠を被通報者等が示せないときは、不正行為と認定する。
- 3 倫理委員会は、前項で不正行為がなかったと認定される場合で、通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意のある通報者として認定するものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えるものとする。
- 5 倫理委員長は、本条第1項及び第3項の認定をした場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第13条 最高管理責任者は、前条の認定に基づく調査結果並びに本調査に携わった者の氏名及び所属を通報者及び被通報者等に通知する。また、必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。報告する内容は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）参考資料2を基準とする。

- 2 最高管理責任者は、前条第2項の認定があった通報者が本学に所属していない者であるときは、通報者の所属する機関の長に通知する。

(不服申立て)

第14条 本調査における調査結果の通知を受けた通報者及び被通報者等は、その内容について通知を受けた日から14日以内に倫理委員会に不服申立てを行うことができる。

- 2 本調査の結果に対する不服申立ては、同一の理由で二度申し立てることはできない。
- 3 本条第1項に定める期日までに不服申立てがない場合、通報者及び被通報者等は第13条で通知された認定を認めたものとする。
- 4 被通報者等から不服申立てがあったときは、倫理委員会は通報者に通知する。また、必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。なお、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 5 不服申立ての審査は、倫理委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が倫理委員会の構成等、その公正性に関わるものであるときには、最高管理責任者の判断により、倫理委員会の委員を交代させることができる。
- 6 特定不正行為があったと認定された場合に係る被通報者の不服申立てについて、倫理委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。不服申立てを却下すべきものと決定したときは、最高管理責任者は被通報者等に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする倫理委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受付けないことができる。
- 7 再調査を行う決定をしたときは、第7条に基づき設置され本調査を実施した調査委員会が被通報者等に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求める。協力が得られないときは、再調査を行わず審査を打ち切ることができる。その場合、最高管理責任者は、直ちに被通報者等に当該決定を通知する。
- 8 倫理委員会が再調査を決定したときは、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該結果を被通報者等及び通報者に通知するとともに、必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
- 9 通報が悪意に基づくものであると認定された通報者から不服申立てがあったときは、最高管理責任者は通報者が所属する機関の長、被通報者及び必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に通知する。
- 10 前項の不服申立てについて調査委員会は、30日以内に再調査を行い、倫理委員会の議を経て、倫理委員長はその結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該結果を通報者、通報者が所属する機関の長、被通報者等に通知するとともに、必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、公的研究費に関わる研究において特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、特定不正行為に関与した者の氏名及び所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容に加え、倫理委員会及び調査委員会構成員の所属及び氏名、調査方法等が含まれるものとする。

2 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。

3 前2項以外の場合についても、必要に応じ調査結果を公表することができる。

(通報者及び被通報者等に対する措置)

第16条 最高管理責任者は、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対し、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。倫理委員長は、懲戒委員会委員長に調査結果を通知する。懲戒委員会は、懲戒に関し倫理委員会の調査結果を活用できるものとする。また、被認定者が本学に所属していない者であるときは、最高管理責任者は被認定者の氏名及び認定した理由等を被認定者の所属する機関の長に通知する。

2 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、調査に際して講じた研究費支出の停止の措置及び証拠保全の措置を速やかに解除する。また、特定不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

3 倫理委員長は、悪意のある通報者との認定(第4条の予備調査による場合を含む。)があった場合は、当該通報者が本学に所属している者であるときは、懲戒委員会委員長に通知する。また、通報者が本学に所属していない者であるときは、最高管理責任者は通報者の氏名及び認定した理由等を通報者の所属する機関の長に通知する。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。